

芦屋市省エネ家電製品購入促進 事業補助金について

💡 対象となる省エネ家電製品を購入した世帯等を対象に、補助金を交付します 💡

☆ 詳しくは 芦屋市のホームページをご確認ください ☆

受付期間

令和5年6月1日(木)～

令和6年3月14日(木)

※郵送受付分は当日消印有効

申請先

QRコードもしくはURLに
アクセスして申請してください



※令和5年6月1日(木)午前9時より提出できます
(URL)

<https://logoform.jp/form/pfd9/283352>

申請の主な条件

- ◇ 令和5年3月15日(水)～令和6年3月14日(木)までの間に、兵庫県内の店舗から省エネ家電製品を新品(未使用品)で合計5万円(税抜)以上購入し、**設置が完了している方**
【注】インターネット通販での購入は対象外です
- ◇ 補助額
対象の省エネ家電製品の購入金額(税抜)が、
合計10万円以上…20,000円 合計5万円以上10万円未満…10,000円
 - ※ 合計5万円(税抜)に満たない場合は対象外となります
 - ※ 販売店で商品代金から割引(クーポン割引)や販売店のポイント等を使用した場合は、割引後の購入支払額が補助対象経費となります
 - ※ 購入金額には、設置、処分等の工事費を含み、消費税は含みません
 - ※ 受付期間内であっても申込みがおおむね500件に達した時点で終了となります
- ◇ 補助金の交付申請は、同一の年度中1世帯(法人)あたり1回限り
(昨年度申請された方は、今年度も申請は可能です)
 - ※個人においては同一本人もしくは同一住所の者、法人においては同一法人が行っていないこと
- ◇ 「エアコン」、「照明器具」については、芦屋市ネット・ゼロ・エネルギーハウス普及促進補助金交付申請との併用はできません
- ◇ 「冷蔵庫」については、公益財団法人ひょうご環境創造協会が実施する令和5年度省エネ買い替え促進事業の交付申請との併用はできません
- ◇ 補助金申込日において、
 - 個人：芦屋市内に住民登録がある(住民票がある)方
 - 法人：芦屋市内に所在する中小企業者もしくは個人事業主(フリーランスを含む)
- ◇ 芦屋市税の滞納がないこと

対象家電製品

- | | |
|----------------|-----------------|
| (1) エアコン | 統一省エネラベル 4 つ星以上 |
| (2) 照明器具 | 統一省エネラベル 4 つ星以上 |
| (3) テレビ | 統一省エネラベル 3 つ星以上 |
| (4) 冷蔵庫(冷凍庫含む) | 統一省エネラベル 3 つ星以上 |

【注】多段階評価点(星の数)は購入する店舗、もしくは省エネ型製品情報サイト等でご確認ください。サイトに登録のない製品については、メーカーや販売店にて、多段階評価点の星の数の有無をご確認ください

【注】エアコンは、9月30日まで新基準(2027年)及び旧基準(2010年)で評価された製品のうち、上記基準を満たす製品が対象となります。(10月1日からは新基準で評価された製品のみが対象となります。)

【統一省エネラベル(例)】

新しいラベルのポイントは主に3つ

- ポイント 1 多段階評価点
市場における製品の省エネ性を高い順に5.0~3.0までの41段階で表示します。
- ポイント 2 省エネルギーラベル
トップランナー制度における、機器区分ごとに定められた省エネ基準との程度差を成しているかを表示します。
- ポイント 3 年間目安エネルギー料金
当該製品を1年間使用した場合の経済性を、年間目安エネルギー料金で表示します。
※年間目安エネルギー料金は、年間の目安電力料金、目安ガス料金を加えた目安エネルギー料金を示します。

【省エネ型製品情報サイト】 【芦屋市役所ホームページ】

<https://seihinjyoho.go.jp>



提出書類

(1) 芦屋市省エネ家電製品購入促進事業補助金交付申請書

- ※ 電子申請の場合は、自動で入力されます
- ※ 申請書は、芦屋市役所ホームページからもダウンロードできます
- ※ 申請書は、「環境課窓口」や「ラポルテ市民サービスコーナー」にもあります

(2) 領収書やレシート等の写し

- ※ 支払金額の明細が分かるもの
- ※ 兵庫県内の店舗で対象家電製品を購入したことが分かるもの

(3) 製造事業者(メーカー)が発行する保証書の写し

- ※ 型番・製造番号が分かるもの

【注】店舗等が発行する保証書ではありませんので、ご注意ください

(4) 購入した省エネ家電製品の多段階評価が確認できるカタログ等又は省エネ家電対象製品チェック表(Excel表)

(5) 住民票(ただし、本市申請書の住民基本台帳閲覧許可欄にチェックいただいた場合は不要) (事業者の場合は、法人の登記事項証明書の写し)

(6) 市税納付状況等証明書(ただし、本市申請書の市税納付状況閲覧許可欄にチェックいただいた場合は不要)

(7) アンケート

郵送申請での書類送付先

〒659-8501
芦屋市精道町7番6号
芦屋市役所市民生活部環境・経済室 環境課 保全係

問い合わせ先

芦屋市役所
市民生活部環境・経済室 環境課 保全係
TEL(0797)38-2051 FAX(0797)38-2162